

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 各署感染防止対策改修工事実施設計業務委託

2. 計画施設設計概要

- (1) 施設名称 矢板消防署、氏家消防署、喜連川消防署、塩谷消防署、高根沢消防署
- (2) 敷地の場所 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
- (3) 設計内容 仮眠室：カプセルベッド設置（各署）
換気扇更新（高根沢・喜連川消防署）
浴室：シャワーユニット設置（氏家・喜連川・塩谷・高根沢消防署）
上記改修に伴う電気設備工事、消防設備工事及び機械設備工事

3. 設計と条件

（1）敷地の条件

- ア 敷地の面積 m²
- イ 用途地域及び地区の指定
- （ア）用途地域
- （イ）防火地域
- （ウ）その他の地区等

（2）施設の条件

ア 建物

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。
建築物の類型及び建築物の用途等は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二による。

- （ア）建物名称 矢板消防署庁舎
- 構造・規模 RC 造一部鉄骨造 地上 2 階建 延べ面積 1495.57 m²
- 耐震安全性 構造体..... 類 建築非構造部材..... 類 建築設備..... 類
- 建築物の類型：第四号 建築物の用途等：第 1 類
- エネルギー消費性能：
- （イ）建物名称 氏家消防署庁舎
- 構造・規模 RC 造 地上 2 階建 延べ面積 737.25 m²
- 耐震安全性 構造体..... 類 建築非構造部材..... 類 建築設備..... 類
- 建築物の類型：第四号 建築物の用途等：第 1 類
- エネルギー消費性能：
- （ウ）建物名称 喜連川消防署庁舎
- 構造・規模 RC 造 平屋建 延べ面積 435.56 m²
- 耐震安全性 構造体..... 類 建築非構造部材..... 類 建築設備..... 類
- 建築物の類型：第四号 建築物の用途等：第 1 類
- エネルギー消費性能：

- (エ) 建物名称 塩谷消防署庁舎
 構造・規模 RC造 平屋建 延べ面積 477.07 m²
 耐震安全性 構造体.....類 建築非構造部材.....類 建築設備.....類
 建築物の類型：第四号 建築物の用途等：第1類
 エネルギー消費性能：.....
- (オ) 建物名称 高根沢消防署庁舎
 構造・規模 RC造 地上2階建 延べ面積 757.53 m²
 耐震安全性 構造体.....類 建築非構造部材.....類 建築設備.....類
 建築物の類型：第四号 建築物の用途等：第1類
 エネルギー消費性能：.....

- ~~イ~~ 工作物 門扉、車止め支柱、圍障、植込み土留、擁壁、屋外掲示板、庁名板、旗竿、設備基礎等
- ~~ウ~~ 外構 舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備、境界石標等
- ~~エ~~ 造園 樹木（芝張りとも）の新植、既存樹木の移植又は伐採抜根等
- オ 設 備 電気設備、機械設備、昇降機設備等
- ~~カ~~ 取り壊し 既存庁舎及び工作物等

(3) 建設の条件

- ア 工事費（総工事費） 約 120,000 千円（税込み）
- イ 建設工期（予定工期） 令和7（2025）年6月 から 令和7（2025）年12月

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ア 各消防署平面図（別添）
- イ
- ウ

II 業務仕様

建築設計業務委託特記仕様書（以下「設計特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（栃木県県土整備部建築課制定）による。

また、建築士法第24条の7に基づく重要事項の説明について標準様式に記載の上、発注者に説明を行うこと。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項のうち「・」の付いたものについては、「◎」印が付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ◎建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士又は同条第3項による二級建築士
- ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士又は同条第3項による二級建築士

3. 照査技術者

照査技術者

- ・要
- 不要

照査技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士
- ・建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）による建築設備士又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士又は同条第 3 項による二級建築士

4. プロポーザル方式又は総合評価落札方式による設計業務を受注した場合

プロポーザル方式又は総合評価落札方式による設計業務を受注した場合には、参加表明書及び技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

また、環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能（「グリーン庁舎基準（官庁施設の環境保全性に関する基準）」に規定する項目等）及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO2）の評価を実施すること。

簡易公募競争入札方式により業務を受注した場合は、参加表明書に記載した予定技術者を、原則として変更してはならない。

5. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計業務

- ・建築（意匠）基本設計
- ・電気設備基本設計
- ・建築（構造）基本設計
- ・機械設備（・昇降機）基本設計

イ 実施設計業務

- 建築（意匠）実施設計
- 電気設備実施設計
- ・建築（構造）実施設計
- 機械設備（・昇降機）実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

○建築積算業務

（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積徴集及び見積一覧表の作成）

○電気設備積算業務

（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積徴集及び見積一覧表の作成）

○機械設備積算業務

（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積徴集及び見積一覧表の作成）

○概略工事工程表の作成

- ・透視図作成及び写真撮影
- ・模型製作及び写真撮影
- ・計画通知申請手続き業務（各種行政手数料は含まない）

- ・構造計算適合性判定に係る手続き業務
- ・建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務

- ・関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む）

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
 - ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務（各種行政手数料は含まない）
 - ・電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
 - ・地質調査業務

{	機械ボーリング地盤φm
	標準貫入試験地盤	1回/m回
 - ・アスベスト含有分析調査業務

{	検体数	:	検体
	(定性分析)	調査箇所	:
- ※試料採取に当たっては、適切な飛散防止対策等を行うこと。
- ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）に係る評価申請に関する書類の作成及び申請手続き業務（各種手数料は含まない）

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- 子 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 発注者の指示に従い業務に必要な現地調査を実施し、必要な設計図書を作成する。
- エ 設計に当たっては、意匠・構造・設備の設計担当者は十分な協議を行い相互に理解確認すると共に、発注者とも十分な打合せを行うこと。
- オ 基本設計を完了したときは、遅滞なく設計図書を提出して承認を受けるものとする。
- カ 平面計画は、構造計画書（様式7）及び法令等調査表（様式8）と共に速やかに提出して承認を受けるものとする。
- キ 耐震改修補強設計においては、補強計算に先立ち、補強計画概要書により、補強計画の概要を報告し承認を受けるものとする。
- ク 実施設計を完了したときは、各工事ごとに図面を整理統合し、監督職員の受け入れ照査を受けるものとする。
- ケ 積算数量調書の作成は、「営繕積算システムRIBC2」の内訳書作成システムにより行う。
- コ 一貫構造計算プログラムは、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。大臣認定取得のため、性能評価申請中の一貫構造計算プログラムを使用しても良い。これら以外のプログラムを使用する場合は、監督職員と協議する。
- サ 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について、監督職員と協議を行うこと。
- シ 成果物は次により電子納品とする。
 - (ア) 適用基準類「電子納品運用に関するガイドライン第11版」
 - (イ) 書面における署名及び捺印の取り扱い ※監督職員との協議による
 - (ウ) 提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、栃木県業務委託契約書第7条の規定の範囲内で利用する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- ア 業務着手時
- イ 基本方針策定前及び基本設計着手前
- ウ 実施設計着手前
- エ 積算着手前
- オ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) ウイルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルスチェックソフトによるウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。

なお、年版の表示のないものについては、最新版を適用する。

ア 共通

- A 建築工事積算要領（栃木県）
- B 建築工事積算基準（栃木県）
- C 建築工事積算要領等の資料（栃木県）
- D 栃木県県有建築物長寿命化設計基準
- E 電子納品運用に関するガイドライン第 11 版（栃木県）
- F 建築設計業務等電子納品要領
- G 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- H 栃木県公共事業景観形成指針
- I 官庁施設の基本的性能基準
- J 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- K 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- L 官庁施設の環境保全性基準
- M 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針

イ 建築

(ア) 共通

- A 建築工事設計図書作成基準
- B 敷地調査共通仕様書
- C 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 4 年版）
- D 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 4 年版）
- E 建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）・同解説
- F 建築設計基準
- G 建築構造設計基準
- H 建築工事標準詳細図
- I 擁壁設計標準図
- J 構内舗装・排水設計基準
- K 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会策定）

- L 公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）
- M 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- N 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- O 公共建築数量積算基準
- P 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

~~（イ）建築（公営住宅）~~

- A 公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 栃木県条例第57号）
- B 公営住宅等の整備に関する基準を定める要綱
- C 公共住宅企画計画指針及び解説
- D 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）
- E 公共住宅改修工事共通仕様書（初版）
- F 公共住宅標準詳細設計図集
- G 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編
- H 壁式構造配筋指針・同解説
- I 壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針
- J 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造設計施工指針

ウ 設備

（ア）設備（共通）

- A 建築設備計画基準
- B 建築設備設計基準
- C 建築設備工事設計図書作成基準
- D 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- E 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）
- F 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- G 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
- H 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）
- I 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
- J 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- K 建築設備耐震設計・施工指針
- L 建築設備設計計算書作成の手引
- M 公共建築設備数量積算基準
- N 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- O 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- P 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- Q 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

~~（イ）設備（公営住宅）~~

- A 公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 栃木県条例第57号）
- B 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）
- C 公共住宅改修工事共通仕様書（初版）

(5) 貸与資料等

- ・参考設計図書
- ・敷地調査報告書
- ・共通原図類（電子媒体）
- ◎既存図面（◎紙、PDF形式 ・CADデータ）

(6) 建設副産物対策

- ・リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(7) 業務実績情報の登録

- ◎要
- ・不要

7. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

基本設計の成果物の体裁・提出部数等は表1-1による。

(表1-1)

種 別	部 数	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 1) 建築計画概要書 建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水利用設備の導入検討含む）、工程計画、仮設計画、要望対応、法令上の諸条件の調査、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書 2) 建築基本設計図 3) 構造基本計画書 4) 構造計画概要書 5) 工事費概算書 6) 各種技術資料 	1部（A3）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 1) 現地調査書 2) 電気設備基本計画概要書 電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要な電力・通信幹線ルート図、天井内及びEPS納まり検討図、電気室・自家発電機室の納まり検討図、動力制御盤等主要盤周り納まり検討図、電力・通信の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等 3) 電気設備基本設計図 4) 工事費概算書 5) 各種技術資料 	1部（A3）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 1) 現地調査書 2) 機械設備基本計画概要書 機械設備計画概要、各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要ダクト及び主要配管ルート図、主機械室・各階機械室納まり検討図、天井内・DS及びPS納まり検討図、上下水道・ガスの供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等 3) 機械設備基本設計図 4) 工事費概算書 5) 各種技術資料 	1部（A3）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ書 	1部（A4）	

・設計説明書	1部 (A4)	
・		
電子納品	電子媒体 (CD-R)	2セット提出

(2) 実施設計

ア 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-2による。

(表1-2)

種 別	部 数	備 考
◎意匠設計図	5部 (A3縮小版)	二つ折り製本
・構造計画書	1部 (A4)	
・構造設計図	○部 (A3縮小版)	二つ折り製本
・構造計算書	1部 (A4)	
◎仮設計画図	5部 (A3縮小版)	二つ折り製本
◎工事費概算書	1部 (A4)	
◎設計説明書	1部 (A4)	
◎打合せ書	1部 (A4)	
・コスト縮減検討報告書	1部 (A4)	
・リサイクル計画書	1部 (A4)	
・木材使用状況報告書	1部 (A4)	
・緑化面積等報告書	1部 (A4)	
・計画通知関係図書	1部※(A)	
・耐震改修補強工事における「補強計画概要書」	1部 (A4)	
◎現地調査報告書	1部 (A4)	
・法令等調査表	1部 (A4)	
◎概略工事工程表	1部 (A)	
・各種法令に関する申請図書	1部※(A)	
・透視図		
・模型		
・地質調査結果報告書		
・地質調査資料 (ホームページ公開用)	PDF形式1式提出	
・アスベスト含有分析調査報告書	1部 (A4)	
・BELSに関する申請図書	1部※ (A)	
・		
・		
電子納品	電子媒体 (CD-R) を2セット提出	
設計図電子データ	PDFデータ形式 1式提出	

※ 部数は発注者の指示による

イ 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-3 による。

(表 1-3)

種 別	部 数	備 考
◎電気設備設計図	5部 (A3縮小版)	二つ折り製本
◎機械設備設計図	5部 (A3縮小版)	二つ折り製本
◎電気設備計算書	1部 (A4)	
◎機械設備計算書	1部 (A4)	
◎工事費概算書	1部 (A4)	
◎打合せ書	1部 (A4)	
・コスト縮減検討報告書	1部 (A4)	
・リサイクル計画書	1部 (A4)	
・計画通知関係図書	1部 ^{※1} (A)	
◎現地調査報告書	1部 (A4)	
◎概略工事工程表 ^{※2}	1部 (A)	
・各種法令に関する申請図書	1部 ^{※1} (A)	
・電波障害対策資料	4部 (A)	
・		
・		
・		
・		
・		
・		
電子納品	電子媒体 (CD-R) を 2セット提出	
設計図電子データ	PDFデータ形式 1式提出	

※1 部数は発注者の指示による

※2 新築工事については、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮した概成工期を記載すること

ウ 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表1-4による。

(表1-4)

種 別	部 数	備 考
(建 築)		
◎積算数量調書	1部 (A4)	
◎積算数量算出書	1部 (A4)	
・営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編)	1部 (A4)	
◎複合単価等作成資料	1部 (A4)	
◎見積書、見積一覧表	1部 (A4)	
◎打ち合わせ書	1部 (A4)	
・		
・		
(電気設備)		
◎積算数量調書	1部 (A4)	
◎積算数量算出書	1部 (A4)	
・営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編)	1部 (A4)	
◎複合単価作成等資料	1部 (A4)	
◎見積書、見積一覧表	1部 (A4)	
◎打ち合わせ書	1部 (A4)	
・		
・		
(機械設備)		
◎積算数量調書	1部 (A4)	
◎積算数量算出書	1部 (A4)	
・営繕工事積算チェックマニュアル (機械設備工事編)	1部 (A4)	
◎複合単価作成等資料	1部 (A4)	
◎見積書、見積一覧表	1部 (A4)	
◎打ち合わせ書	1部 (A4)	
・		
・		
設計図電子データ	電子媒体 (CD-R) を2セット提出	

Ⅲ 設計図作成要領

1. 図面リスト・記載内容

(1) 基本設計

基本設計における図面の記載内容は、表 2-1 及び表 2-2 による。

(表 2-1)

成 果 物		縮 尺	摘 要
建築 〔総合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画説明図 ・ 仕様概要表 ・ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 断面図 ・ 立面図（各面） ・ 矩計図（主要部詳細） ・ 日影図 ・ 透視図 ・ 各種技術資料 ・ 		
建築 〔構造〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構造計画案 ・ 構造計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 各種技術資料 ・ 		

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。
- 3 「構造」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 5 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(表 2 - 2)

成 果 物		縮 尺	摘 要
電 気 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備計画説明書・概要書 ・ 仕様概要書 ・ 各種技術資料 ・ 		
機 械 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備計画説明書・概要書 ・ 給排水衛生設備計画説明書・概要書 ・ 昇降機設備計画概要説明書・概要書 ・ 仕様概要書 ・ 各種技術資料 ・ 		

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「電気設備」及び「機械設備」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 3 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(2) 実施設計

実施設計における図面の記載内容は、表3-1、表3-2及び表3-3による。

(表3-1)

成果物		縮尺	摘要
建築 〔意匠〕 〔総合〕	<ul style="list-style-type: none"> ○表紙及び図面目次 ○工事仕様書 ○仕様概要 ○仕上表 <ul style="list-style-type: none"> ・面積表及び求積図 ○敷地案内図 ○配置図 ○平面図（各階） ○断面図 ○立面図（各面） ○矩計図 ○展開図 ○各伏図 ○平面詳細図 ○断面図詳細図 ○各部詳細図 ○部分詳細図 ○建具キープラン ○建具表 <ul style="list-style-type: none"> ・外構図 ・外構詳細図 ・日影図 ○仮設計画図 <ul style="list-style-type: none"> ・透視図 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100 1/100 1/100 1/100 1/20 1/50 1/100 1/20 1/20 1/5 1/200 	<p>工事の概要を併記する。</p> <p>階段を含む</p>
建築 〔構造〕	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 配筋リスト (エ) ラーメン配筋図 (オ) 各部断面図 (カ) 標準詳細図 (キ) 各部詳細図 (ク) 柱状図 ・仕様書 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100 1/100 1/20 1/30 1/100 1/20 	<p>杭、基礎、梁、床版等</p>

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。

(表 3 - 2)

	成 果 物	縮 尺	摘 要
電 気 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○表紙及び図面目次 ○工事仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○各階平面図 ○各部詳細図 ○電灯設備図 ○動力設備図 ○受変電設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備図 ・避雷設備図 ・構内交換設備図 ・構内情報通信網設備図 ・電気時計拡声設備図 ・インターホン設備図 ・テレビ共同受信設備図 ・火災報知設備図 ・中央監視制御設備図 ・防犯設備図 ・構内配線経路図 ○機器仕様 ○各系統図 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> 1/200～1/600 1/200～1/600 1/100～1/200 1/20～1/50 	<ul style="list-style-type: none"> 構内配線を併記してもよい。 構内配線を併記してもよい。 ※ 1 ※ 2 姿図、結線図等併記し明確にすること。 ※ 3

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2 自家発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。

- ※ 1 (1) 原則として各設備、各階ごと原図 1 枚とする。
ただし複雑にならなければ併記してもよい。
(2) 引込み等屋外工事及び別途工事との関係を明確にする。
- ※ 2 配管、配線の複雑な個所は平面、断面、展開図等を詳細に作成し
主体工事とのおさまり及び他工事との取合いを明確にすること。
- ※ 3 (1) 既設、将来部分で本工事に関連ある部分は明確にすること。
(2) 凡例を併記しても良い。

(表 3 - 3)

	成 果 物	縮 尺	摘 要
機 械 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○表紙及び図面目次 ○工事仕様書 ○敷地案内図 ○機器表・器具表 ○配置図 ○各階平面図 ○各部詳細図 ○各系統図 ○機器図 <ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備図 ○換気設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備図 ・衛生器具設備図 ○給水設備図 ○排水設備図 ○給湯設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備図 ・厨房機器設備図 ○ガス設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉設備図 ・尿尿浄化槽設備図 ・ごみ処理設備図 ・さく井設備図 ・自動制御設備図 ・昇降機設備図 ・搬送機設備図 ・特殊設備図 ・屋外設備図 ・ 	<p>1/200～1/600</p> <p>1/200～1/600</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/10～1/50</p>	<p>配置図には引込管等の構内は配管を併記してもよい。</p> <p>※ 1</p> <p>※ 2</p> <p>階高を記入する。</p>

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 担当者の指示により給排水衛生設備部門、空気調和・暖房・換気・排煙部門、昇降機部門とに分け部門ごとに構成する。

- ※ 1 (1) 各設備・各階ごと原図 1 枚を原則とする。
- (2) 1/100 を原則とし、1/200 の場合は複雑な個所は詳細図を書く。
- ※ 2 (1) 機械室・便所等複雑な個所は平面、断面、展開図等も作成する。
- (2) 他の工事とのおさまり・取り合いを明確にする。
- (3) その他

2. 設計図の様式

設計図の様式は次による。

A 表紙

〇〇〇工事設計図

受注者名

(例)
 受注者: 栃木県知事登録A 〇〇〇〇号 (株)〇〇設計事務所
 管理技術者: 〇級建築士(第〇〇〇〇号)△△次郎

下記を参照

	2.5cm	7.5cm	4.0cm
1.0cm	工事名称	〇〇〇〇新築建築工事	
0.8cm	図面名称/縮尺	平面図(S:1/100)	図面番号
0.8cm	設計年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
1.3cm	設計者	〇級建築士(第〇〇〇〇号) 栃木 太郎	
1.3cm	発注者	塩谷広域行政組合消防本部	

実際に設計した建築士名を記入する。